# 新型コロナウイルス感染症対策のための付き添いや面会等の制限のお願い(緩和ケア病棟)

当院では、新型コロナウイルス感染症対策のため、患者さんの付き添いや面会等に下記の通り制限を設けておりますが、7月5日より一部の制限を緩和します(変更点は裏面に赤字で示します)。引き続きご不便をおかけしますが、院内感染を防ぐため、病院のルールを守った行動をお取りいただきますよう、お願いいたします。

#### 1 病院正面玄関の利用可能時間

平日	午前 7 時 30 分~午後 6 時 15 分
土日·祝日	午後1時~午後6時15分

#### 2 外来患者さんの付き添いについて

用件に応じて、付き添い者の人数に上限を設けております。

用件		付き添い
		数の上限
初診、セカンドオピニオン		2名
再診	通常の再診、CT や内視鏡等の検査のみの来院	1名
	医師から病状・手術等の説明がある場合	2名

## 3 入院中の外出・外泊について

- 原則できません。
- ・ただし、緩和ケア病棟(4西病棟、緩和ケア病棟別棟)では医師が認める場合に限り、外出・外泊を許可します。

## 4 入院患者さんとの面会・お見舞いについて

- ・入院患者さんへの一般のお見舞いはできません。
- ・近親者の面会も原則できません。ただし、別に示す例外的な場合に限り一部認めています。 (詳しくは「面会等のために入館が認められる場合について(一般病棟または緩和ケア病棟)」をご覧くださ

(計し)は「**山云寺のために入眠が認めつれる場合について (一放内保**または**板和クア内保)」**をご見いたとい。)

- ・洗濯物等、入院生活等に必要なものの受け渡しのための入館もできません。1 階防災センター前でスタッフが 決められた日に受け渡しを行っています。(詳しくは**「入院生活に必要な日用品等の受渡し方法変更について」** をご覧ください)
- ・お子さま(小学生以下)の入館はお断りしています。

# 面会等のために入館が認められる場合について(緩和ケア病棟)

# 1 緩和ケア病棟において近親者の入館が認められる場合 (1日人数の上限を超えての交代入館はできません)

		人数の上限
①重症患者さんの場合で	(1)医師からご家族に緊急の呼び出しがあった場合	1 🗆 🤈 🕏
	(2) 病状が重いため医師が面会を必要と認めた場合	1日3名
②病状の急な変化のため、日	1日1名	
③治療・病状に関する説明のため、医師から呼び出しがあった場合		1日2名
④入院当日の付き添い		
⑤退院日の迎えで、看護師から病棟まで迎えを依頼された場合		1日1名
⑥緩和ケア病棟(4西病棟、別棟)に転棟する場合		1日1名
⑦緩和病棟では、上記①のほか、週1回予約制で面会できます(1回 30 分程度)		

- ※1 ⑦の面会時間は午後1時から午後4時までです。
- ※2 ⑤について、看護師から依頼がない場合は入館できません。その場合、平日は病院玄関、土日・祝日は 午後1時までは1階防災センター、午後1時以降は病院正面玄関(いずれの場合も緩和別棟では 別棟入口前)でお待ちください。

#### 2 新型コロナウイルスワクチン接種を終了した近親者による面会制限の緩和について

・静岡がんセンター勤務者及び 65 歳以上の方へのワクチン接種が進められていることから、新型コロナウイルスワクチンを2回接種後、2週間以上経過している近親者を対象に、緩和ケア病棟に入院中の患者さんとの面会制限を一部(上記 1①と1⑦について)緩和します。

	人数の上限等
	・一度に入館できる人数はワクチン未接種・接種済
①重症患者さんの場合	の方を合わせて4名が上限
(1)医師からご家族に緊急の呼び出しがあった場合	・ただしワクチン接種済の方は、一度の入館数 4 名
(2)病状が重いため医師が面会を必要と認めた場合	を守る限り交代で入館可能
	(ワクチン未接種の方は1日3名が上限)
⑧緩和ケア病棟では、2①以外に、ワクチン接種を終	・1回 30 分程度、午後 1 時から 4 時まで
では、20以外に、プラテン接種で終 了した近親者の方は、平日は毎日面会できます。	・ワクチン接種済の方は、一度の入館数 4 名を守る
(ただしワクチン未接種の方は、1⑦のように週 1	限り交代で入館可能(1⑦ワクチン未接種者の面
回、3 名まで面会できます)	会と同時の場合、一度の入館数は未接種者とあ
四、3 石まに囲云にさまり)	わせて 4 名まで)

## 3 ワクチン接種済みであることの確認方法ついて

- ・病院玄関または緩和別棟入り口で、入館のたびに下記の書類をご提示ください。ワクチン接種終了バッジをお渡ししますので、入館中は見えるところにお付けください。退館時には、バッジをご返却ください。
  - ○必要書類(書類のご持参がない場合は、ワクチン接種済みとみなすことはできません。)

新型コロナワクチン接種記録(ワクチン接種時にシールが貼られた書類)と本人を確認できるもの (運転免許証、健康保険証など)

・マスクの着用、体調チェックリストの記入、手指消毒、等の感染対策は、これまで通りご協力ください。